

改正

平成27年6月30日規則第31号

平成27年7月27日規則第35号

平成28年6月24日規則第22号

令和3年3月19日規則第9号

浜田市地域協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市協働のまちづくり推進条例（令和2年浜田市条例第31号）第14条の規定に基づき、地域協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、協議上必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第4条 地域協議会の庶務は、地域活動支援課又は支所防災自治課において処理するものとする。

(正副会長連絡会議)

第5条 地域協議会相互の連絡調整及び連携を図ることを目的として、正副会長連絡会議（それぞれの地域協議会の会長及び副会長による会議をいう。以下同じ。）を開催することができる。

2 正副会長連絡会議の庶務は、地域活動支援課において処理するものとする。

3 正副会長連絡会議の運営に関し必要な事項は、正副会長連絡会議に諮り別に定める。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成27年6月30日規則第31号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月27日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月24日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日規則第9号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。